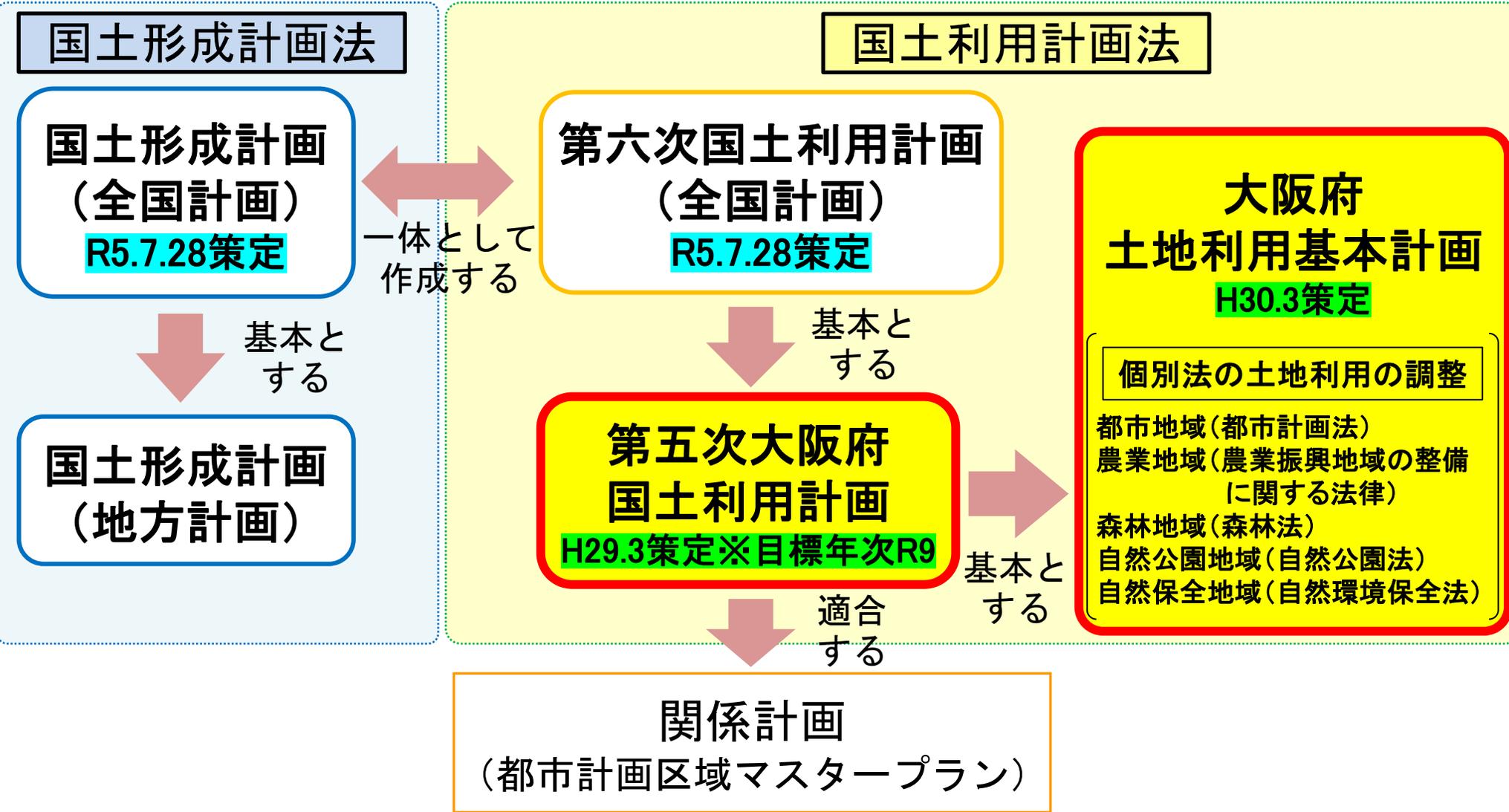




大阪府国土利用計画及び 大阪府土地利用基本計画の改定について

国土利用計画法に基づく各種計画の関係



R5年度に第六次国土利用計画(全国計画)が改定され、第五次大阪府国土利用計画の目標年次が近いことから、大阪府の計画改定に向けた検討を開始。

計画概要

	第五次大阪府国土利用計画	大阪府土地利用基本計画
根拠	法第7条【策定任意】	法第9条【策定義務】
現行計画	平成29年3月策定 (目標年次 令和9年)	平成30年3月策定
趣旨	限りある国土を適正に利用するための総合的な計画 (大きな方向性を描くビジョンを示すもの)	個別法の土地利用の調整等に関する事項について定める計画
内容・定める事項	<p>[施行令第1条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国土の利用に関する基本構想 (以下、基本構想) ●国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその他地域別の概要 (参考：大阪府における区分 農地、森林、河川・水面・水路、 道路、公園・緑地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、 その他、人口集中地区) ●前項を達成するために必要な措置の概要 	<p>[法第9条・施行令第2条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5つの地域を地形図に定める (都市地域、農業地域、森林地域、 自然公園地域、自然保全地域) ●土地利用の調整等に関する事項 (以下、運用指針より※法令に定め無し) (1)土地利用の基本方向(以下、基本方向) (2)5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (3)土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画(※大阪国際空港)
重複状況	国土利用計画の <u>基本構想</u> と土地利用基本計画の <u>基本方向</u> における「土地利用の基本理念」・「土地利用の将来像と基本方針」	

改定に向けた方針と進め方（案）

方針（R7.1審議会）

- ① 行政計画の効率的運用・社会的分かりやすさの向上を目的として、国土、土地利用に関する計画である国土利用計画と土地利用基本計画の統合を視野に入れて検討する。
- ② 国土利用計画の数値目標（規模の目標）については、「面積」による目標設定の実効性を検証の上、その取扱いを判断する。

【国土利用計画法施行令第1条】

国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする

- 一 国土の利用に関する基本構想
- 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

（参考・大阪府国土利用計画での目標値設定状況）

土地利用区分	基準年次 H25年	目標面積 R9年
①農地	13,560	12,240
②住宅地	34,390	35,320
③道路	17,600	18,340
④河川・水面・水路	10,060	10,000
⑤都市公園	4,690	4,960
⑥工業用地	4,560	4,560
⑦商業・業務施設等用地	21,840	21,900
⑧森林	57,910	56,030
⑨その他用地	25,540	27,380
合計	190,150	190,730

新たな計画の構成イメージ

◎改定案：国土利用計画と土地利用基本計画を一本化

ケース1	<u>国土利用計画</u> + 土地利用基本計画 (国土利用計画存続)	ケース2	土地利用基本計画 (<u>国土利用計画一部継承</u> ※法律上廃止)
<ul style="list-style-type: none"> ① <u>国土の利用に関する基本構想</u> ② <u>国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその他地域別の概要</u> ③ <u>②を達成するために必要な措置の概要</u> ④ 5地域区分の土地利用の基本方向 ⑤ 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 ⑥ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 ⑦ 土地利用基本計画図 		<ul style="list-style-type: none"> ① <u>国土・土地の利用に関する基本理念</u> (国土利用計画の「基本構想」を<u>継承</u>) ② 5地域区分の土地利用の基本方向 ③ 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 ④ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 ⑤ 土地利用基本計画図 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>国土・土地の利用目的に応じた区分ごとの面積を毎年度審議会</u>で報告